

学校において予防すべき感染症の出席停止・出席許可について

下記の感染症に罹患した場合、学校保健安全法第19条に基づいて出席停止になります。

医療機関で受診し、医師の登校許可が出てから登校させるようお願いいたします。

証明書については規定の書式はありませんが、医師の指示があれば下記の「感染性疾患出席停止・出席許可証明書」をダウンロードしてご使用ください。

感染性疾患出席停止・出席許可証明書

- ・第1種 : 1. 第1種の感染症 ()
- ・第2種 : 2. インフルエンザ 3. 百日咳 4. 麻しん 5. 流行性耳下腺炎
6. 風しん 7. 水痘 8. 咽頭結膜熱 9. 結核 10. 髄膜炎菌性髄膜炎
- ・第3種 : 10. コレラ 11. 細菌性赤痢 12. 腸管出血性大腸菌感染症 13. 腸チフス
14. パラチフス 15. 流行性角結膜炎 16. 急性出血性結膜炎
17. その他の感染症 ()

年 組 氏名

上記の感染症のため 月 日 から出席を停止します。

感染のおそれがなくなったので 月 日 から出席を許可します。

令和 年 月 日

医 師

印